

資料 6

○ 事例名等

事例名	未収債権の徴収体制の強化
団体名	千葉県習志野市

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1) 取組の背景

公会計制度の整備に向けて、職員に対しての周知を行うことが必要であることが取組の背景である。
 (参考)職員研修誌「視点」(平成20年3月)
 「財務書類の作成・活用等を通じて資産や債務に関する情報の開示と適正な管理を進め、税金等を効率的に使うことがこれからの自治体運営に求められている」

(2) 検討を開始した契機・導入過程

平成21年度以降、公会計所管課により「貸倒引当金」の研修会を実施した。研修内容の要旨は次のとおり。

貸倒引当金の必要性 → 債権管理への活用

現金主義・単式簿記は、収入時にのみ会計記録が行われるため、年度末における未回収金額は歳入の枠組みの中では十分に開示されない。
 (決算書上は調定額と収入額との差額として収入未済額が表示される。)

一方、発生主義・複式簿記では、調定時点で未収金を資産計上するとともに、年度末には回収不能と見込まれる金額を見積もって**貸倒引当金**として計上し、未収金から貸倒引当金を控除して開示することで、将来の回収見込額を的確に把握できる。

貸倒引当金の算定の目的は、より効果的・効率的に債権の回収を行うことです。

適正な見積もりに基づく「貸倒引当金」「回収不能見込額」が開示されることにより、市民の理解・協力を促しながら、債権回収の目標を設定することができます。

また、その過程において、各部署が連携して未収金に係わる債権者の名寄せを行うことにより、債権回収体制の強化を図ることができます。

引当金により、より効果的・効率的な債権債務の管理が可能になる。

債権回収体制の一元化
各課における債権回収の工夫が重要です。

習志野市独自の原則的な算定方法を採用

- ① 引当金の算定を担当課が行う。
- ② 個々の債権を3つに分類する。

債権の種類	内容	貸倒見込率
通常債権	貸倒の見込みがない債権	0%
貸倒懸念債権に準ずる場合	少しでも回収の見込みがある債権	50%
破産更生債権に準ずる場合	全く回収の見込みがない場合	100%

所管課は個々の債権の内容を精査して貸倒引当金を算定することから、徴収目標となり職員の意識改革が向上した。また、貸倒引当金の情報が貸借対照表に掲載され、個々の債権の貸倒引当金も内訳として公表されることとなった。しかし、個々の担当課による徴収には限界があることから、全庁統一的な徴収体制の強化を図ることになった。

徴収不能引当金の算定について(個別方式)

予算科目名 幼稚園保育料

28年度算定年度

【作業方法】

- ①黄色の部分の数値を、決算事項別明細書で確認しながら入力。
- ②未収金の残高を債権の内容ごとに振り分ける。

入力項目(これ以外は不要。自動算出されます。)

※②は「当該年度発生分の未収金」及び「滞納繰越分の未収金」に分けて入力してください。

※歳出入未済分は現年度分として置き換えてください。

28年度(当年度)	当該年度発生分(現年課税分)	調定額(A)	収入済額(B) (還付未済額を含む)	うち還付未済額(C)	当期収入済額(D=B-C)	未収金残高(E=A-D)	うち不納欠損決定額(F)	当期末残高(G=E-F)
		82,558,320	82,285,560	0	82,285,560	272,760	0	272,760
	過年度分(滞納繰越分)	前期未収金(H)	収入済額(J) (還付未済額を含む)	うち還付未済額(K)	当期収入済額(L=J-K)	未収金残高(M=H+I-L)	うち不納欠損決定額(N)	当期末残高(O=M-N)
		1,427,725	228,000	0	228,000	1,199,725	91,875	1,107,850

=事項別明細書の滞納分調定額
1,427,725

債権の内容	当年度末期末債権	貸倒見込率	徴収不能引当金
通常債権(貸倒の可能性なし)	63,510	0.00%	0
貸倒懸念債権に準ずる債権場合	209,250	50.00%	104,625
破産更正債権に準ずる場合	0	100.00%	0
合計	272,760	38.36%	104,625

債権の内容	当年度末期末債権	貸倒見込率	徴収不能引当金
通常債権(貸倒の可能性なし)	34,800	0.00%	0
貸倒懸念債権に準ずる債権場合	932,350	50.00%	466,175
破産更正債権に準ずる場合	140,700	100.00%	140,700
合計	1,107,850	54.78%	606,875

※統一の基準では「貸倒引当金」が「徴収不能引当金」に呼称が変更

徴収不能引当金 原則処理の一覧

(単位:円)

内容	前年度末残高	本年度末残高		対象債権金額			
		流動	固定	流動	貸倒率(%)	固定	貸倒率(%)
養護老人ホーム入所者負担金	114,500	0	96,500	0	-	193,000	50.00%
放課後児童育成料	290,670	0	217,600	265,900	0.00%	347,840	62.56%
行政財産一時使用料(健康福祉部所管分)	0	0	0	620	0.00%	0	-
海浜公園使用料	619,010	7,710	414,030	81,380	9.47%	629,870	65.73%
市営住宅使用料	14,507,867	0	13,464,687	231,193	0.00%	47,542,273	28.32%
市営住宅駐車場使用料	852,371	0	907,471	8,800	0.00%	3,190,250	28.45%
幼稚園保育料	806,705	104,625	606,875	272,760	38.36%	1,107,850	54.78%
し尿処理手数料	3,304	0	8,472	0	-	8,472	100.00%
給食センター事業収入(幼稚園)	135,690	41,160	125,513	88,480	46.52%	254,275	49.36%
給食センター事業収入(小学校)	1,694,126	823,216	2,234,891	2,352,045	35.00%	4,858,459	46.00%
単独校給食事業収入(幼稚園)	44,735	13,160	45,120	42,840	30.72%	93,540	48.24%
単独校給食事業収入(小・中学校)	2,095,829	1,338,301	2,882,641	3,568,801	37.50%	6,405,869	45.00%
こども園給食費収入	72,425	59,360	52,875	131,950	44.99%	116,775	45.28%
生活保護費返還金(歳出入含む)	40,655,657	7,337,669	34,375,402	24,458,899	30.00%	114,584,673	30.00%
中国残留邦人生活支援給付金返還金	0	0	0	0	-	662,088	0.00%
児童扶養手当過年度返還金(歳出入含む)	2,489,035	907,330	2,418,655	2,214,660	40.97%	4,957,310	48.79%
老人保健費過年度返還金(老人会より)	193	0	193	0	-	193	100.00%
児童手当過年度返還金	90,000	17,500	17,500	35,000	50.00%	35,000	50.00%
子ども手当返還金	293,000	0	114,000	0	-	228,000	50.00%
経過的福祉手当過年度返還金	175,675	0	0	0	-	327,350	0.00%
特別障害者手当等過年度返還金	13,220	0	0	167,390	0.00%	271,440	0.00%
重度心身障害者医療費助成金過年度返還金(歳出入)	0	0	0	5,756	0.00%	0	-
福祉電話通話料未納分	11,996	0	11,996	0	-	23,992	50.00%
未熟児養育医療徴収金	0	0	0	0	-	19,200	0.00%
幼稚園預かり保育料	22,090	5,525	14,450	23,800	23.21%	28,900	50.00%
夜間金庫賃借料戻入金(歳出入)	0	0	0	7,776	0.00%	0	-

平成24年4月 習志野市債権管理庁内検討会を設置

- ・副市長を会長、財政部長を副会長、庁内全ての次長及び会計管理者で構成
- ・5回の検討会を実施し、債権管理のあり方や習志野市債権管理条例の立案及び調整を行った。

平成24年4月 習志野市債権管理作業部会を設置

- ・徴収業務を所管する税制課長を会長、債権を所管する各課の係長で構成
- ・8回の作業部会を実施し、「庁内債権検討班」、「システム検討班」、「先進市分析班」、「収納率向上班」で検討

平成25年4月 債権管理条例の制定

- ・全庁における債権管理の適正化、統一的な徴収手続きについて規定

平成25年4月 債権管理課の設置

- ・当該課において徴収困難事案を集中処理

平成26年9月 債権管理連絡会議の設置

- ・関係各課における徴収の取組についての情報共有や連絡体制の構築

2. 効果

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	徴収済額	徴収済額	徴収済額	徴収済額
市県民税	0	9,455,114	3,755,781	17,634,320
法人市民税	0	0	0	350,000
固定資産税・都市計画税	0	13,181,748	9,220,450	81,176,864
軽自動車税	0	34,600	22,500	16,000
国民健康保険料	0	2,298,845	4,027,473	8,603,723
介護保険料	0	54,200	0	167,640
後期高齢者医療保険料	0	0	0	170,600
保育所保育料	73,280	3,167,520	1,371,730	1,091,700
し尿処理手数料	0	0	50,320	0
市営住宅使用料	0	0	0	189,800
計	73,280	28,192,027	18,448,254	109,400,647

平成28年度徴収済額の徴収方法 (単位:円)

		平成28年度徴収済額の徴収方法
滞納処分に伴う換価・取立てによる	不動産	2,177,100
	給与	1,308,400
	生命保険	623,700
指導納付による		105,291,447
計		109,400,647

従来は徴収困難債権として徴収が難しかった債権を債権管理課に債権を移管した。平成28年度実績では徴収額が1億円を超えるまでの成果があった。これは債権管理課だけではなく全庁的な協力のもとに成し遂げられたものである。具体的なものとしては

- ①債権管理条例により、督促や催告などの滞納事務に関する基準が明確になった。
- ②債権管理連絡会議を年3回実施、担当課による債権回収状況を報告をすることとなった。
- ③債権管理課に国税局OBの職員を配置した。
- ④不納欠損処理をする所管課は債権管理課に理由書を提出し、市長決裁を受けることとした。
- ⑤会場型公売、インターネット公売を積極的に活用した。
- ⑥研修や講習会の実施。「債権管理説明会」、「債権管理者実務講習会」、「徴収事務マネジメント講習会」、「滞納整理実務者講習会」、「新人徴収事務研修」、「税法改正に伴う猶予制度関係勉強会」、「法人滞納者に対する滞納整理研修など

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

未収金などの債権も資産であるという研修の実施が必要である。徴収不能引当金の算定を財政担当課などで過去の実績から算定することは容易であるが、あえて担当課にこの算定作業を要請していくことが全庁的な債権の徴収体制に繋がると思われる。

(2)今後の課題等

財務書類の徴収不能引当金算定が直接的に未収債権の徴収体制の強化につながるわけではない。従前からの収入未済額や不納欠損額などで従前から把握していた課題である。徴収不能引当金算定は徴収目標を立てることもあるので、そのことを研修などで周知していく余裕はないのかもしれないが、公会計改革の重要なポイントとなるので公会計所管課からの働きかけが必要である。